

〇〇ビル 全体についての防火管理に係る消防計画

第1章 目的及びその適用範囲

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、統括防火管理者が、〇〇ビルの全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この全体についての消防計画を適用する者の範囲は、〇〇ビルに勤務し、出入りする全ての者とする。

第2章 管理権原者及び防火管理者の責務

(管理権原者の責務)

第3条 管理権原者の責務は次のとおりとする。

- (1) 管理権原者は、各々が定めた防火管理者の作成する消防計画（以下「事業所の消防計画」という。）に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。
- (2) 管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせること。協議の方法は、（協議会の設置・協議事項作成・協議委任）によるものとする。
- (3) 管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力する。
- (4) 管理権原者は、統括防火管理者を定めたときは、所轄消防署長に届け出る。
- (5) (4)の届出に際しては、防火対象物等における管理権原者の主要な者として〇〇株式会社代表取締役 金沢 太郎を指定し、その代表者名をもって届け出を行うものとする。

(統括防火管理者の責務)

第4条 統括防火管理者の責務は次のとおりとする。

- 1 統括防火管理者は、防火対象物の全体についての消防計画を作成又は変更した場合は、所轄消防署長に届け出る。
- 2 統括防火管理者は、次に掲げる防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う。
 - (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成又は変更に関すること。
 - (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
 - (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
 - (4) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
 - (5) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
 - (6) その他防火対象物全体についての防火管理上必要な事項に関すること。
- 3 統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火管理者に対して、当該業務の実施のため必要な措置を講ずることを指示することができる。

(防火管理者の責務)

第4条の2 防火管理者の責務は次のとおりとする。

- 1 防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けること。
 - (1) 防火管理者に選任又は解任されたとき。
 - (2) 事業所の消防計画を作成又は変更するとき。
 - (3) 防火対象物の法定点検の実施及び結果について
 - (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検の実施及び結果について
 - (5) 建物等の定期検査の実施及び結果について
 - (6) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき。
 - (7) 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき。
 - (8) 臨時に火気を使用するとき。
 - (9) 大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき。
 - (10) 客席又は避難通路の変更を行うとき。
 - (11) 用途（一時的を含む。）を変更するとき。
 - (12) 内装改修又は改築等の工事を行うとき。
 - (13) 催物を開催するとき。
 - (14) 事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。
 - (15) 事業所の消防計画に定めた訓練を実施するとき。
 - (16) 防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき。
 - (17) 消防機関が行う検査等の実施及び結果について。
 - (18) 統括防火管理者から指示された事項を履行したとき。
 - (19) その他火災予防上必要な事項
- 2 防火管理者は、この全体についての消防計画に適合するように、事業所の消防計画を作成すること。

第3章 全体についての防火管理業務

(管理権原者の権原の範囲等)

第5条 管理権原者の権原の範囲等を次のとおり定める。

- 1 管理権原者の当該権原の範囲
防火対象物の各管理権原者の当該権原の範囲については、別表1のとおりとする。
- 2 防火対象物の法定点検は次のとおり実施する。
 - (1) 防火対象物の法定点検は、各管理権原者の責任により行う。
 - (2) 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。
- 3 消防用設備等の法定点検は次のとおり実施する。
 - (1) 消防用設備等の法定点検は、〇〇株式会社代表取締役 金沢太郎の責任により行う。
 - (2) 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよ

う協力する。

(3) 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

4 自主点検は次のとおり実施する。

(1) 統括防火管理者は、別に定める点検票に基づき、自主点検を実施するものとする。

(2) 自主点検の実施時期は、〇月とする。

5 点検結果の記録

統括防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果を取りまとめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳に3年間保管する。

6 不備欠陥箇所の改修

統括防火管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための必要な措置を図るものとする。

(全体についての防火管理業務の一部委託) ※該当する場合

第5条の2 全体についての防火管理業務の一部委託状況について次のとおりとする。

- 1 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）及びその業務の範囲等については、別表2「全体についての防火管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。
- 2 受託者は、この計画に定めるところにより、全体についての防火管理業務を適正に行うとともに、当該防火対象物の各管理権原者及び統括防火管理者の指示の下にその業務を実施する。
- 3 受託者は、受託した全体についての防火管理業務の実施状況について、定期的に統括防火管理者等に報告する。

(自衛消防訓練)

第6条 自衛消防訓練について次のとおり定める。

1 全事業所が参加して行う訓練

統括防火管理者は、防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練等を年1回以上実施する。

2 各事業所単位で行う訓練

各事業所の防火管理者が定める消防計画に基づき年2回以上実施する。

(避難施設等の維持管理及びその案内)

第7条 統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に管理する。

1 廊下、階段、避難口、通路等の避難施設

(1) 避難の障害となる設備又は物品を設けない。

(2) 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。

(3) 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

2 安全区画、防煙区画の維持管理

(1) 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。

(2) 閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。

3 避難経路の案内

防火管理者は、従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）に避難口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

（自衛消防活動等）

第8条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。

1 通報連絡

火災を発見した者は、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、統括防火管理者及び防火管理者等に報告する。

2 消火活動

- (1) 火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。
- (2) 事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。

3 避難誘導

- (1) 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を当該事業所の防火管理者及び統括防火管理者に報告する。

4 休日・夜間等における防火管理体制

休日・夜間等に発生した災害等に対しては、次の措置を行う。

- (1) 火災を発見した場合は、直ちに消防機関(119番)に通報後、初期消火活動を行うとともに、防火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。
- (2) 営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が協力する。
- (3) 事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

（消防隊に対する情報の提供及び消防隊の誘導）

第9条 消防隊に対する情報の提供等について次のとおり定める。

1 情報提供

統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を1階管理人室に配置する。

- (1) 防火対象物の概要表、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上げ表及び建具表等
- (2) 火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図
- (3) 緊急連絡先一覧
- (4) 防火管理維持台帳

2 消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物の1階管理人室に消防隊の誘導のための配置員を配置する。

(教育・資格管理業務等)

第10条 管理権原者は次に定める防火管理に係る教育及び安全対策等を行う。

1 防火教育

- (1) 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。
- (2) 統括防火管理者が実施する教育は、防火対象物の全体についての訓練時にあわせて実施する。

2 防火教育の内容

統括防火管理者が行う防火管理業務に従事する者に対する防火教育の内容は、次による。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知
- (2) 各事業所の権原の範囲とその責務等
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理
- (6) 地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項
- (7) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

3 放火防止対策

統括防火管理者は、次の放火対策を推進する。

- (1) 建物内外の可燃物等の除去
- (2) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底
- (3) 举动不審者への声掛け
- (4) 死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物の除去
- (5) その他放火防止上必要な対策

4 工事中等の安全対策

- (1) 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、所轄消防署長へ届け出る。
- (2) 統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

5 甲種防火管理者再講習

各管理権原者は、防火管理者の資格管理を適正に行い、甲種防火管理者再講習が必要な場合は、その受講を徹底する。

(震災対策)

第11条 震災対策について次のとおり定める。

1 震災に備えての事前計画

(1) 建築物等の点検及び補強

統括防火管理者は、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強する。

(2) 避難施設等の点検及び安全確保

統括防火管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火管理者に対して必要な措置を講じるよう指示する。

(3) 災害予防措置

各管理権原者は、統括防火管理者に対して、震災訓練等を実施した結果の確認及び検証を行わせ、計画を改善していく取組み（P D C Aサイクル）を行わせる。

2 震災時の活動計画

(1) 震災時の自衛消防隊の任務

ア 統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、防火管理者に周知するとともに、必要な措置を行わせる。

イ 防火管理者は、事務所の被害状況及び活動状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を行わせるとともに、統括防火管理者に報告する。

ウ 被害のない事務所又は活動の終了した事務所の自衛消防隊は、統括防火管理者から活動要請があった場合は、協力して活動を行う。

(2) 緊急地震速報の活用

統括防火管理者は、訓練及び防火教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法及び活用方法等について、従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知し、効果的な活用を図る。

(3) 危険物等の流出、漏えい時の緊急措置

統括防火管理者は、危険物、毒物、劇物、薬品、高圧ガス等が流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊を活用して応急の措置を行う。

(4) 初期救助・救護活動

ア 防火管理者は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況及び建物、火気使用設備器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。

イ 統括防火管理者は、全体の被害状況を把握し、防火管理者に必要な応急措置を行わせる。

ウ 周辺地域で救助や消火が必要な場合は、協力して対応する。

(5) 被害状況の把握等

ア 統括防火管理者は、地震による建物の倒壊、火災の発生等の被害状況及び鉄道等公共交通機関の運行状況を把握し、防火管理者に周知する。

イ 防火管理者は、周囲の被害状況を掲示板、拡声器等を用いて、従業員等に周知する。

(6) 従業員等の避難場所等

管理権原者は、施設周辺の状況や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、統括防火管理者の指揮の下、消防計画に定める避難場所へ従業員等を誘導する。

3 施設再開までの復旧計画

(1) ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

ア 統括防火管理者は、ガス、電気、上下水道、通信等途絶時に、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。

イ 統括防火管理者は、地震後の二次災害発生を防止するために、火気使用設備器具、電気器

具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

(2) 危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置

ア 統括防火管理者は、建物内に立ち入ることが危険と判断した場合は、立入禁止の措置を行い、防火管理者に周知する。

イ 防火管理者、従業員及びその他防火管理業務に従事する者は、危険物及びガスの漏えいを確認した場合は、その都度、統括防火管理者に報告するとともに、適切な処置を行う。

(3) 被害状況の把握

防火管理者は、消防用設備等の被害状況を把握し、異常があった場合は、統括防火管理者に報告する。

(4) 復旧作業等の実施

ア 統括防火管理者は、復旧作業者に対し、消火器具の準備、避難経路の確認を行わせた後、復旧作業を行わせる。

イ 統括防火管理者は、建物の使用再開するときは、安全管理体制を確立するとともに、再開の時期等を各事業所に周知する。

附則

この計画は、令和〇〇年〇月〇日から実施するものとする。

各管理権原者の責任範囲

No.	事業所名	管理権原者 役職・氏名	権原の範囲
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

別紙の図面等を用い、色分けによる明示としてもよい。

※管理権原者が建物内に多数存在し、各管理権原者の責任範囲を本表に明示することが困難な場合は、図面等に当該管理権原者の責任範囲を明記する。